

お客様各位

青い森信用金庫

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害等
により被災された皆さまへ

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害等により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

当金庫では、このたびの災害等により被害を受けられた皆さまに対しまして、以下のお手続きをさせていただくこととしましたので、お知らせいたします。

【被災された皆さまへのご対応】

1. 預金証書、通帳ならびにお届けの印鑑を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻しいたします。（ご本人さまを確認できる資料をできるだけご準備ください。）
2. 定期預金などの期限前の払い戻し（中途解約）や当該預金を担保とすること融資についても、対応させていただきます。
3. 今回の災害により、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜協議し、取立てができるよう努めます。
4. 今回の災害により、支払いが出来ない手形・小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分などについては、配慮いたします。
5. 汚れや損傷した紙幣・貨幣の引き換えについてご相談に応じます。
6. 国債を紛失された場合のご相談に応じます。
7. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、ご融資の迅速化・返済猶予など、被災された皆さまの便宜を考慮して、対応いたします。
8. 災害復旧に向けた各種ご融資やお借入資金のご返済につきましては、各営業店に配置しております「カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波災害に関する融資相談窓口」へご相談ください。

※「令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害等」は、災害救助法の適用を受けており、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象となっております。返済が困難であるなど、生活再建にお悩みの方は、各営業店に設置しております「カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波災害に関する融資相談窓口」へご相談ください。

詳しくは、お取引店またはお近くの青い森信用金庫窓口まで、お問合せ下さい。

以 上